

桜井市監査委員告示第3号

地方自治法第242条第1項の規定に基づく桜井市職員措置請求に係る監査結果を同条第4項の規定により通知したので次のとおり公表する。

平成17年4月28日

桜井市監査委員 西崎俊丈
同 堀山英機 

桜監発第21号

平成17年4月28日

監査請求人様

桜井市監査委員 西崎俊丈
同 堀山英機 

桜井市職員措置請求に係る監査結果について（通知）

平成17年3月2日付で提出のあった「平成15年度桜井市議会議員の政務調査費」に関する措置請求について、地方自治法第242条第4項の規定に基づき監査した結果、その内容を次のとおり通知します。

記

1 請求の受理

本請求は、平成17年3月2日付けで受付をし、要件を具備しているものと認め、同年3月8日付けで受理した。

2 請求の要旨

下記理由により、各議員諸氏の公費の一部を桜井市に返還させるよう桜井市長に求めます。

- ① 桜井市議会議員 S 氏が、平成15年度政務調査費として受領した金246,132円のうち、宛名無き領収書分の金23,775円は不特定多数の他の人の領収書と思われる所以、桜井市に返還させるよう求めます。
- ② 桜井市議会議員 M 氏が、平成15年度政務調査費として受領した金327,926円のうち、コピー用紙代として受領した金7,235円は、そもそも消耗品といわれる品物は、誰が使用するか分からず議員の持ち物と判別し難い。また、誰が購入したか分からない宛名無き量販店のレシートを正当な領収書として提出することは理解しがたく、桜井市に返還させるよう求めます。

3 監査の実施

監査にあたっては、請求人の主張する事実の確認と請求の要否を判断するため、次のとおり監査した。

① 答弁書の提出

桜井市長に対し平成17年3月9日付けで答弁書の提出を求め、同年3月18日に答弁書の提出があった。

② 監査対象事項

今回請求された桜井市議会議員 S 氏の政務調査費のうち、宛名不記載の領収書金23,775円及び、桜井市議会議員 M 氏の政務調査費のうち、宛名不記載のレシート領収金7,235円により報告された政務調査費の

支出が、違法又は不当な公金の支出に当たるか否か。

③ 監査対象部局

桜井市議会事務局

④ 関係人の事情聴取

地方自治法第199条第8項の規定により、平成17年4月6日桜井市議会事務局事務局長、議事課長、産業経済部次長（前議事課長）に対し事情聴取を行った。また平成17年4月20日桜井市議会議員S氏、M氏に対し意見聴取を行った。

⑤ 請求人の証拠の提出及び陳述

地方自治法第242条第6項の規定により、平成17年4月14日証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

4 事実関係の確認

① 政務調査費について

政務調査費の交付制度は、地方自治法第100条第13項及び第14項の規定に基づき、平成13年3月30日施行された「桜井市議会政務調査費の交付に関する条例」（以下「条例」という。）により、桜井市議会議員の調査研究に資する目的で必要な経費の一部を、議会における会派または議員に交付されている。

② 政務調査費の使途基準について

政務調査費の使途基準については、条例第6条及び「桜井市議会政務調査費の交付に関する規則（以下「規則」という。）第5条において、会派または議員に係る政務調査費の使途基準が規定されており、議員に係る政務調査費の使途基準の規定を次のとおり抜粋する。

項目	内容
研究研修費	議員が研究会、研修会を開催するために必要な経費又は議員が他の団体の開催する研究会、研修会に参加するために要する経費

調査旅費	議員の行う調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費
資料作成費	議員の行う調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	議員の行う調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費
広報費	議員の調査研究活動、議会活動及び市の政策について住民に報告し、PRするために要する経費
広聴費	議員が住民からの市政の政策等に対する要望、意見を吸収するための会議等に要する経費
人件費	議員の行う調査研究活動を補助する職員を雇用する経費
事務所費	議員の行う調査研究活動のために必要な事務所の設置、管理に要する経費
その他の経費	上記以外の経費で議員の行う調査研究活動に必要な経費

③ 政務調査費の收支報告書について

收支報告については、条例第8条に基づき議員が收支報告書を作成するとともに、領収書等の証拠書類の写しを添付し議長に提出され、收支報告書により精算されている。

④ 宛名不記載の領収書等について

市議会議員 S 氏に請求されている、宛名不記載の領収書4通（2003年11月29日付 TSUTAYA 檜原醍醐町店の6,667円、2003年12月6日付 TSUTAYA 檜原醍醐町店の6,000円、2004年1月23日付 ブックファーストなんばウォーク店の3,190円、2004年3月2日付 嶋三洋堂書店の7,918円、合計23,775円）については、議員活動を行う上で必要があることから、次の書籍を購入されていた。書籍内容については、（財）農林統計協会発行の「農業白書」（3,280円）、嶋学生社発行の「大和の考古学50年」（2,480円）、（社）農山漁村文化協会発行の「人づくり風土記奈良」（4,500円）、嶋学生社発行の「古代近畿と東西交流」（1,988円）、嶋主婦と生活社発行の「スピーチ実例辞典」（3,150円）の合計15,398円であった。また、差額8,377円については、情報誌

や月刊誌を併せて購入されていたとの主張であったが、書籍名等について
は現時点では確認できなかった。

市議会議員 M 氏に請求されている、レシートにより購入された消耗品（2
003年12月10日付コーナン樋原香久山店の上質紙・コピー用紙代7
09円、2003年12月27日付コーナン樋原香久山店のコピー用紙・
カラー用紙代1,675円、2003年12月31日付コーナン樋原香久山
店のコピー用紙・カラー用紙代3,351円、2004年2月25日付ヤナ
ギビジネスのコピー用紙代1,500円）については、M 氏の平成15年度
における議会活動報告のため、平成16年1月1日付創刊号として支持者
に配布する目的で購入されていた。なお、平成15年度は、1千枚から2
千枚を2回発行されていた。その他は支持者との研修会等の資料の印刷に
使用されていた。

5 監査の結果

議会政務調査費の收支報告書に係る証拠書類については、各議員から議長
に報告され市長に送付されるまでの段階で、議会事務局において計数等の点
検は行っているということである。しかし、收支報告書を担保する領収書等
において請求人が主張する宛名不記載の領収書により報告されていることは、
会計事務処理においては不適切であり、瑕疵ある領収書と思われる。

また、政務調査費については、平成12年5月31日付自治行第32号により
各都道府県総務部長、各都道府県議会事務局長宛の行政課長通知によると、「政務調査費については、情報公開を促進し、その使途の透明性を確保
することも重要である・・・透明性の確保に十分意を用いること。」とある。
この通知を引用すれば、市議会議員に交付される政務調査費の使途について
は、各議員が経理責任者として、その透明性を確保することが責務であると
解する。

証拠書類及び領収書については、地方自治法第232条の5において、地

方公共団体の支出は、債権者のためでなければできないと規定されているが、支出に係る証拠書類について具体的に規定はされておらず、地方自治体に委ねられていると解する。

また領収書については、債務の履行を証する書類であり、後日履行の有無について紛争が生じた場合、または二重払いによる損害を避けるため、履行したことを証明する書類であると解する。

以上のことから、今回の監査請求について下記のとおり判断する。

政務調査費に係る市議会議員 S 氏が添付した、宛名不記載の領収書について、直ちに正当な領収書でないと判断には至らないと思料する。しかし、客観的に 4 通の領収額及び領収書合計額 23,775 円について購入された 5 冊の書籍の合計額 15,398 円とも符合しない事実から、事後処理等においても適切なものであったとは認めがたいという判断をせざるを得ない。

したがって S 氏に係る政務調査費の支出について、支出自体は違法とは言えないが、その支出の根拠または基礎が十分であるとは言い難く、符合しない 8,377 円についての適切な是正措置を桜井市長に求める。

次に、市議会議員 M 氏のレシートによる政務調査費の精算については、近年商店において金銭登録機（レジスター）等の普及が著しく、商取引上レシートが領収書として一般化している現状であり、レシートにより支払いが証明されていることを考察すると、レシートをもって直ちに違法・不当な支出とは認められない。

また、M 氏の議会活動の一環として支持者に数回にわたり議会活動報告に使用されていることから、請求人の請求には理由がないものと判断する。

6 市長に対する勧告

本請求に係る監査委員の判断は、上記に述べたとおりであるが、次のとおり勧告する。

① 措置すべき事項

平成15年度に支出された市議会議員S氏に係る政務調査費について、
適切な是正措置を講ずること。

② 措置期限

平成17年5月20日

上記の勧告に係る事項について、地方自治法第242条第9項の規定により、期限内に所要の措置を講ずるとともに、その措置状況を通知されたい。

7 議会への要望

議会政務調査費における支出を担保する領収書等の証拠書類については、
公金支出の透明性の確保の見地から、その使途についても整理され市民に誤
解や不信感を与えないよう、議員各自が責任を持って適切に処理されるよう
強く要望する。